

★印の書類は
ホームページから
ダウンロードできます。



京都市指定給水装置工事事業者 変更の届出に必要な書類一覧



申請の内容ごとに法定期限があります。
期限を過ぎた場合は遅延理由書を添付してください。
※ホームページで必要事項等を確認のうえで作成してください。

変更事項 必要書類	法人									個人							法人・個人共通			備考			
	申請者の名称	申請者の住所	代表取締役	役員	指定を受けている事業所の名称	指定を受けている事業所の所在地	支店長等 注1	事業所の電話番号・FAX番号	主任技術者の氏名免状の交付番号	申請者の氏名	申請者の住所	指定を受けている事業所の名称	指定を受けている事業所の所在地	代表者	法人への変更	事業所の電話番号・FAX番号	主任技術者の氏名免状の交付番号	主任技術者選任／解任	事業の廃止・休止		事業の再開		
指定事項変更届出書 (様式第4) ★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注4	注4	○	○				変更後30日以内に提出		
誓約書 (様式第2) ★	○		○	○			○																
誓約書 (暴力団排除条例関係) ★			○	○			○																登記事項証明書に記載されている役員を全員記入
定款(コピー)	○	○	○																				原本証明不要
登記事項証明書 ※発行日から3か月以内のもの	○	○	○	○																			履歴事項全部証明書
住民票の写し ※発行日から3か月以内のもの									○	○													本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要 コピー不可
銀行口座振替依頼書 ★	△	△	△		△	△	△		△	△	△	△											変更がある場合は提出 銀行口座振替依頼書のみの提出も受け付けます
京都市指定給水装置 工事事業者指定証	○		△		△		△		○		△										○		注2
主任技術者選任・解任届出書 (様式第8) ★																			○		△		変更後14日以内に提出 注3
免状又は技術者証のコピー									○										○	○		△	給水装置工事主任技術者の解任時は添付不要
廃止・休止・再開届出書 (様式第5) ★																				○	○		廃止・休止は、その日から30日以内に提出 再開は、事業再開の日から10日以内に提出

※ 上記変更申請に係る書類については、郵送でも受け付けますが、郵送事故(不着等)についての責任は負いかねます。

注1	指定証に支店長等が記載されている場合のみ
注2	指定証の記載内容に変更がある場合は、当局発行のものを返却してください。変更した新しい指定証を発行します(休止については再開時に指定証を発行します)。新しい指定証の郵送を希望される場合は、レターパック(宛名記入済み)又は角型2号封筒(宛名記入済み、切手貼付済み)を提出してください。指定証を紛失された場合には、紛失届を提出してください。なお、紛失届の様式は定めていません。
注3	再開の際、主任技術者等の情報が休止時と異なる場合には、実情に応じて主任技術者選任・解任届出書等の必要書類を提出してください。
注4	「個人⇒個人」「個人⇒法人」「法人⇒個人」「法人⇒法人(営業譲渡・合併による新会社の設立)」については、「廃止⇒新規」での手続き(郵送不可)となります。

適宜必要となる書類

下記については、貸借契約書又は公共料金等支払証の写し等の提出を求める場合があります。
・法人で登記事項証明書に記載のない事業所を申請される場合
・個人で住民票の住所と異なる事業所を申請される場合